

※申請期間が間もなく終了します。

事業者対象
事業継続支援給付金
追加給付

鏡石町新型コロナウイルス感染症の影響に伴う
『事業継続緊急支援給付金』
追加給付します！

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、売上げの急減により業況が悪化した鏡石町内の店舗等に対して『事業継続緊急支援給付金』を給付します。

※変更点

- ①減収の要件を30%（甚大な被害にあっては50%）の減収から一律20%の減収に拡充
- ②新たな給付対象期間として第2期（本年5月～7月）を創設

【給付要件】

鏡石町内に店舗・事務所を構え町内で事業を営む事業者の方で、新型コロナウイルス感染症の影響により下記の対象期間中の一月の売上げが前年同月対比で20%以上減収した者で申請後、3か月以上の事業継続を行う予定の者（個人事業主にあっては申告の収入・所得区分が事業（営業等）である者）

- 【対象期間】 ①第1期 令和2年2月～4月
②第2期 令和2年5月～7月

【給付額】 1事業者につき10万円（各期ごと）

【申請方法】 申請書に記入の上、鏡石町商工会に郵送又は直接持参にて申請。

【添付書類】

- ① 申請書兼誓約（同意）書
- ② 売上高等の実績が確認できる書類（試算表、売上台帳等）
- ③ 売上高計算表（別添様式の計算表）
- ④ 直近の確定申告書、決算報告書、法人事業概要説明書等の写し（町で申告されている方は、住民税申告書の写し）
- ⑤ 通帳の写し（表紙及び開いて1ページ目）

- 【申請期間】 ①第1期：7月31日（金）まで
②第2期：8月31日（月）まで

◎申請先 鏡石町商工会 〒969-0404 鏡石町中央245

◎問合わせ先 鏡石町商工会 電話 0248-62-2340
（平日：午前9時～午後4時まで）

※詳しくは町商工会までお問い合わせください。